

館山

会議所だより

会議所は企業の要、地域の灯

2007 4

会員数1,002名

●昭和51年7月10日第3種郵便物認可●平成19年4月10日発行(毎月1回10日発行)第472号●発行所/館山商工会議所●編集発行責任者/専務理事 山本佳幸●〒294-0047 千葉県館山市八幡 821 ●TEL 0470-22-8330 FAX 0470-23-4011 ●印刷所/株式会社 集賢舎●定価 1部20円 (購読料は会費に含まれています)



満開の桜が咲き誇る城山公園

◆第87回通常議員総会開催
新年度予算は1億2,333万円

◆リゾート商工研究会を開催！
～多目的観光棧橋やまちづくりについて研修～

◆市内共通商品券の取扱店に
加盟しませんか

◆中小企業PL保険制度
『リコール費用担保特約』新発売

◆「千葉のちから中小企業表彰」を
(株)房洋堂 木村氏が受賞

無担保、無保証人、低利子で融資

～マル経融資制度～

マル経融資制度は、小規模事業者の皆様の経営改善に必要な事業資金を館山商工会議所の推薦により「国民生活金融公庫」から借りられる国の制度です。

担保、保証人	不 要
保証協会の保証	不 要
貸付限度額	1,000万円 (但し別枠450万円を含む)
返済期間	7年以内 (*運転資金は5年以内)
利 率	年2.2% (平成19年3月9日現在)
融 資 対 象	小規模事業者：従業員20人以下 (商業、サービス業は5人以下)

※ご利用の際には各種要件がございますので下記までお問い合わせください。

問合せ 館山商工会議所 ☎22-8330

第87回通常議員総会開催

新年度予算は1億2,333万円

当所第87回通常議員総会が3月29日、商工会館で開かれ、平成19年度の事業計画や収支予算などの議案が慎重審議され、承認されました。新年度の事業計画では、人口減少時代に入り、経済の成熟化が進むなかで景気回復の長さとは対照的にその実感は乏しく、むしろ企業規模や業種間、地域間において回復の格差が大きく広がっている。中小零細企業が多い当所管内では、金利負担増や大型店のリニューアルオープン等もあり、依然として厳しい経営環境にあるため、中小企業相談所機能の充実を図り、会員企業のお役に立つ事業を推進する。

また、懸案であった東関東自動車道館山線が今夏にも全線開通の予定となっている。交通網の整備による「ストローク現象」が引き起こされないよう、魅力ある地域の受け皿づくりが急務であり、ちばデザインেশョンキャンペーン終了後も、「観光立市たてやま」の実現による経済活性化への基盤づくりが肝要である。さらに人口減少社会に対応し、拡散型都市構造に「ブレーキ」をかける一方で、中心市街地では賑わいの回復を目的とした街なかの再生に「アクセル」をかけ、双方の一体的推進により「コンパクトなまちづくり」を目指す地域ぐるみの、地域主体のまちづくりが求められることになる。そこで昨年は、「まちづくり条例」制定要望や、中心市街地活性化のため館山駅周辺への円滑なアクセスを可能とする幹線市道の改良事業推進方等について行政との懇談会を実施した。今後も行政との連携をより強固にして、地域商工業の振興はもとより、安全・安心なまちづくりや地域福祉の増進にも積極的に寄与したい。



重点事業としては、①「中心市街地活性化」のため、館山市の都市計画マスタープランづくり促進を図り、進出企業と地域社会の共生を目指す商業振興のための基本的な条例制定を促進したい。②館山ブランドをより高めるため、館山市の景観計画策定にも積極的に協力していきたい。③観光立市たてやまのメイン行事である「館山湾花火大会」の更なる充実を図りたいと考

える。

商工会議所活動の源泉は、すべて会員事業所の協力から生まれる。会議所活動推進のためにも会員増強を図り、財政基盤を強化し、本年度事業に取り組んでいきたい。実施事業計画は以下のとおり。

1. 地域開発の促進
(1) 地域高規格道路館山一宮連絡道路早期具体化、事業着手の促進

(2) 中心市街地活性化の促進、館山駅周辺ならびに市道1001号線他幹線道路の改良、整備の促進
(3) 特定地域振興重要港湾館山港の整備促進

(4) 館山湾海岸環境整備事業(ビーチ利用促進モデル事業)の促進
(5) 地場産品・地域情報発信施設の建設促進

(6) 房総南部国営公園誘致促進
(7) 東京湾口道路早期建設促進

(8) 史跡、景観地の整備促進、景観条例制定の提案検討
(9) 観光立市たてやま実現による経済活性化の促進
(10) その他、地域開発事業の促進

2. 総合的事業
(1) 「商工会館」の活用を高めるよう運営・管理の実施
(2) 商工会議所財政基盤を一層強固にするため、会員増強(新会員獲得)ならびに会員口数増加の実施
(3) 特定退職金制度、なのはな共済制度他、各種共済制度の普及を一層強力に推進
(4) 定時議員総会を年2回開催(平成19年5月・平成20年3月)、臨時議員総会(平成19年11月)を開催
(5) 必要に応じ、随時に常

議員会を開催(年5回以上)
(6) 議員・役員等による議員懇談会を開催(新年懇親会を含め、年2回以上)

(7) 会頭の諮問機関である各委員会を開催し、商工会議所運営の助力を図る

(8) 各部会活動を一層強化活発にし、会員業者の繁栄はもとより、部会意見を商工会議所活動に反映するよう努力
(9) 館山市商業まちづくり委員会

①まちづくり3法を研究、進出企業と地域社会の共生を目指した「まちづくり条例」制定の推進
②館山市の都市計画マスタープランづくり、景観計画策定の推進に協力

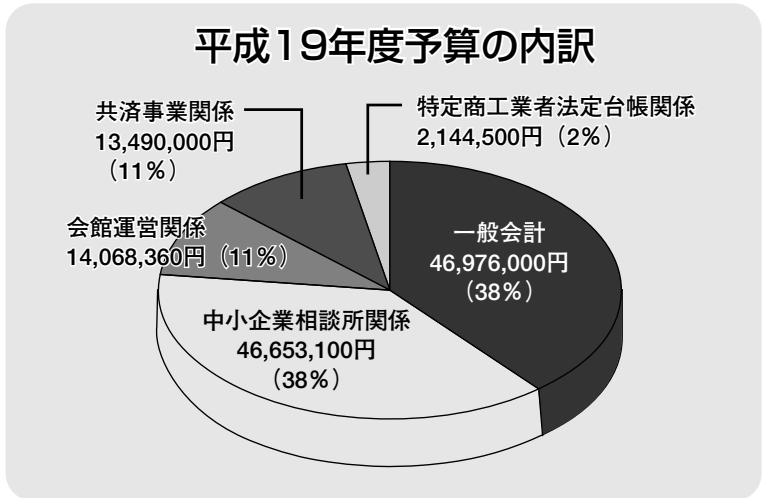
(10) リゾート商工研究会
①地域開発計画等の情報収集ならびに高速道路延伸の受け皿づくりについて研究し、地域振興を図るための調査研究、講演会、視察等の実施

(11) 青年部育成と事業推進
(12) 女性会育成と事業推進
(13) 行政庁(関東経済産業局、中小企業庁、千葉県、館山市等)との連携ならびに事業活動強化

(14) 日本商工会議所、関東商工会議所連合会、千葉県商工会議所連合会等との連携と

協力強化
(15) 商工会議所活動を通じて、安心・安全なまちづくり、地域住民の福祉増進に寄与

3. 商工業振興
(1) 中小企業相談所機能の強化を図り、他産業との交流会、異業種グループの指導育成
(2) 必要に応じて時局経済講演会、文化講演会を開催
(3) 館山市商店会連合会事業に協力
(4) 館山市商業協同組合事業に協力



策
(1) 市内事業所 優良商工従業員表彰(市と共催)を実施
(2) 労働保険事務組合業務の取り扱い
(3) 雇用促進事業の一環である財形貯蓄制度の周知活動及び事務代行の実施
(4) その他、福祉・労務対策に関する事業

6. 金融・税務対策
(1) 国・県・市の制度融資の周知徹底を図り、市内金融機関との連携強化をはかり金融回転指導を実施
(2) 諸税改正に関してでは会報、ホームページで情報を提

(5) 個人情報保護法・PL法(製造物責任法)・容器包装リサイクル法に対する周知活動の実施
(6) その他、商工業振興に関する事業
4. 商工会議所会員の親睦に関する事業
本事業はその都度「親睦委員会」に諮り、必要に応じて実施(会員ゴルフ大会等)

5. 福祉・労務対策
(1) 市内事業所 優良商工従業員表彰(市と共催)を実施
(2) 労働保険事務組合業務の取り扱い
(3) 雇用促進事業の一環である財形貯蓄制度の周知活動及び事務代行の実施
(4) その他、福祉・労務対策に関する事業

8. 調査研究および広報活動
(1) 日本商工会議所LOB(早期景気観測)調査に協力(毎月1回調査)
(2) 商工会議所会報「会議所だより」を毎月1回発行(年12回)
(3) ホームページ維持管理と、その他調査研究および広報活動に関する事業

9. 商工技術とその指導育成
(1) 日本商工会議所主催検

供する他、必要に応じ説明会を開催
(3) 館山税務懇話会の活動に協力
7. 観光事業振興対策
(1) 平成19年度「第44回館山観光まつり・館山湾花火大会」を主体的に運営
(2) 「南総里見祭り(第26回館山城まつり)」「第28回館山若潮マラソン大会」等の行事に協力
(3) 観光物産の紹介幹旋に商工会館他の物産展示、ホームページでのPRを強化
(4) 特産品の開発、販路開拓に向けた運営体制づくりの推進
(5) 「郷土みやげ祭り」の実施
(6) その他、観光振興については行政、市観光協会、関係諸団体等と協力しその推進を一層強化

10. 特定商工業者制度に関する事業
(1) 特定商工業者負担金(1律1,000円)の賦課
(2) 特定商工業者法定台帳整備および管理、運営等に関する事業

11. 中小企業相談所に関する事業
(1) 経営改善普及事業
(イ) 小規模企業振興委員制度の活用
(ロ) 小企業経営改善資金審査会の開催(毎月1回)
(ハ) 金融、税務・経理、経営の合理化に関する相談・指導および幹旋
(ニ) 労務および社会保険に関する相談および指導
(ホ) 商取引、企業の倒産防止に関する相談および指導
(ヘ) 小規模企業共済(事業主の退職金制度)加入促進
(2) 経営基盤強化支援事業
(イ) 金融機関との連携による各種融資の周知および幹旋
(ロ) 小規模事業者のための講習会、研修会、座談会等の開催
(ハ) 税務・記帳等の相談および指導を税理士会と協力し

定試験の施行
(2) 東京商工会議所主催検定試験の施行
(3) その他、商工技術振興に関する事業
10. 特定商工業者制度に関する事業
(1) 特定商工業者負担金(1律1,000円)の賦課
(2) 特定商工業者法定台帳整備および管理、運営等に関する事業
11. 中小企業相談所に関する事業
(1) 経営改善普及事業
(イ) 小規模企業振興委員制度の活用
(ロ) 小企業経営改善資金審査会の開催(毎月1回)
(ハ) 金融、税務・経理、経営の合理化に関する相談・指導および幹旋
(ニ) 労務および社会保険に関する相談および指導
(ホ) 商取引、企業の倒産防止に関する相談および指導
(ヘ) 小規模企業共済(事業主の退職金制度)加入促進
(2) 経営基盤強化支援事業
(イ) 金融機関との連携による各種融資の周知および幹旋
(ロ) 小規模事業者のための講習会、研修会、座談会等の開催
(ハ) 税務・記帳等の相談および指導を税理士会と協力し

菓酪総房
娘っ菜花

房洋堂

全国銘菓組合加盟店
千葉・市原・木更津・君津・富津・館山・鴨川

TEL0470(23)5111
<http://www.boyodo.co.jp/>

先にのたより。おみやげに
足さるとおみやげに
ひとつの贈り物。

て実施
(二) 小規模事業者のための各種専門家相談および指導(法律・税務・経営・商工・金融)
(三) 創業・経営革新支援事業
(イ) 新連携支援に対応すべく異業種交流の推進
(ロ) 経営革新計画承認を目指す事業者への支援
(ハ) 創業者・経営革新企業向け融資制度の周知および指導
(ニ) 創業・経営革新・新連携事業に対する税制の周知および指導

リゾート商工研究会を開催！ 多目的観光棧橋やまちづくりについて研修

3月29日(木)に行われた第87回通常議員総会終了後、リゾート商工研究会(委員長 川名光俊)主催による研修会が開催された。

この研究会は、多目的観光棧橋の整備やビーチ利用促進モデル事業などのビッグプロジェクトが着々と進展するなかで、これらの概要・経緯・今後の動きを的確に把握し、地元工商業者が如何にこれらに係り、地域経済の活性化に結び付けるかについて研究することを目的に活動している。



辺のまちづくり推進課長の笠井善幸氏を講師にお招きした。

研修会では、多目的観光棧橋建設への進捗状況や、その後背地整備の現状などが具体的に説明された他、館山市の今後のまちづくりの取り組みとして、計画的なまちづくりを推進するための都市計画マスタープランの策定や景観行政団体としての取組、快適に過ごせるまちとしての道路ネットワーク整備等についても詳しく説明された。

出席者からは、景観に対する要望や、交通網整備に対する意見などが出されるなど有意義な研修会となった。



使って便利な市内共通商品券の 取扱店に加盟しませんか！

館山市商業協同組合(代表理事 廣井武雄)では、共通商品券取扱加盟店を募集している。

- この共通商品券の特徴は、
- ① 販売手数料
加盟店が共通商品券を購入するときは、組合より加盟店に2%の販売手数料を支払う。
 - ② 交換手数料
加盟店が使用済み商品券を換金するときは、組合に5%の交換手数料を支払う。
 - ③ 半券サービス
再流通を防止するため、半券切り取り方式を採用。消費者は、半券5万円分、500円の商品券と交換することができる。

以上のようになっており、加盟店や消費者はもちろん、地域にとっても有益なシステムとなっている。

先月には、館山市職員組合から約300万円の注文を受けるなど「商品券を利用して地元で消費」の機運が高まっていることから、今後さらなる利便性の向上と地域経済活



性化を目指して今回の加盟店募集となった。

さらに商業協同組合では、消費者が共通商品券を利用した場合の特典やサービスなどを加盟店から募集している。

特典・サービス

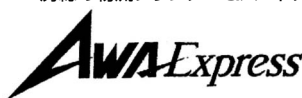
三条屋では商品券ご利用のお客様に、刃物の砥ぎサービスをを行う。具体的には、通常1本500円の砥ぎについて、共通商品券1,000円の場合3本お砥ぎするというものだ。(ご用命は☎22-4611まで)

※商業協同組合への加盟や特典・サービスに関するお問い合わせは、館山市商業協同組合事務局(☎22-8330)まで

物流コストを見直しませんか!?

房総の物流プランナー&パートナー

- ・路線、地域内宅配
- ・引越、貸切、積合わせ
- ・コース配送、他



安房運輸株式会社

電話:本社 0470-22-0165
館山 0470-27-6151

<http://www.tokyo-bay.ne.jp/~awa-exp/>

本・教科書・文具・ファンシー



MIYAZAWA

TEL 0470-23-7771

●営業時間 9:00AM~8:00PM
(年中無休)



日本商工会議所は、4月1日から「中小企業PL保険制度（製造物賠償責任保険）」の平成19年度募集を開始する。同制度は、製造、または販売した製品や、行った仕事の結果が原因で、他人の生命や身体を害するような人身事故や、他人の物を壊したりするような物損事故が発生し、加入期間中に賠償請求が提起されたことによって、法律上の損害賠償金や争訟費用などの損害を被った場合に保険金を支払うもの。商工会議所会員である中小企業が対象となる。平成7年に制度が発足して以来、1万件を超えるPL

事故に対応してきた。一方、消費生活用製品安全法の改正（本年5月14日施行）に伴い、今後は重大な製品事故（死亡、重傷、火災など）が発生した場合には、事故発生から10日以内に経済産業省への報告および事故状況・製品の個別名称の公表などを行うことが義務付けられることになった。これにより、企業にとつて、万が一、製品事故が発生した場合の消費者への対応が今まで以上に必要となる。そこで、中小企業製造物責任制度対策協議会（日本商工会議所・全国商工会連合会・全国中小企業団体中央会）の3団体で構成した「リコール費用担保特約」を付加する。概要は次のとおり。

リコール費用担保特約の概要
(1) 案内コールセンターの設置（5月上旬開設予定）

中小企業PL保険制度の加入企業を対象に、①消費生活用製品安全法改正の内容、②経済産業省への報告期限、③経済産業省の報告窓口、④経済産業省への報告フォームなど、消費生活用製品安全法改正に関する事項について、無料で相談に応じる。

(2) 保険金支払いの対象
対象は、中小企業PL保険制度に加入し、かつリコール費用特約を希望する企業。製造・販売した製品の欠陥が原因で、
(a) 死亡・後遺障害、
(b) 治療期間が30日以上となる障害・疾病、
(c) 一酸化炭素中毒、
(d) 火災が発生し、被害拡大防止のために当該製品のリコールを実施した際に支出する費用に対し、保険金を支払う。それに伴う新聞などによる社告、通信、輸送、賃借、製品回収に関連する費用などが対象となる。保険

天保年間創業・通産大臣賞受賞・全国伝統的工芸品
千葉県指定伝統的工芸品（小糸の煙火）

(有) 福山花火工場

代表取締役 福山 一郎

千葉県君津市外箕輪 4丁目10番20号
☎0439 (55) 7033

宝石は心の安らぎ
メガネと共に快適生活



コバヤシ 宝石・メガネ

館山本店 22-8881
館山銀座店 23-5511
館山ジャスコ店 24-2010

中小企業PL保険制度

『リコール費用担保特約』新発売

改正消費生活用製品安全法に対応

(3) 募集期間・加入期間
募集期間は、中小企業PL保険制度と同様に4月1日～5月31日で、加入期間は7月1日から1年間。中途加入も随時可能だが、中小企業PL保険制度への加入が条件となる。

(4) 保険料
料率は業種によって異なる。保険料の見積りなどは、左記の引受保険会社の代理店まで。

平成19年度引受保険会社（50音順）

あいおい損害保険 ◇	大同火災海上保険
朝日火災海上保険 ◇	東京海上日動火災保険 ◇
エース損害保険	日新火災海上保険 ◇
共栄火災海上保険 ◇	ニッセイ同和損害保険
現代海上火災保険 ◇	日本興亜損害保険 ◇
スミセイ損害保険	ニューインディア保険 ◇
セコム損害保険 ◇	富士火災海上保険 ◇
損害保険ジャパン ◇	三井住友海上火災保険 ◇

(◇印の保険会社は、「リコール費用担保特約」を扱っている)

青年部の窓

平成18年度館山YEG
合同反省会

3月13日、平成18年度合同反省会が行われました。今年度卒業される、酒井・小林・丸山先輩に青年部の思い出、これからの青年部に対する思い等を伺い励まされる思いでした。

その後、鈴木会長、理事の面々の事業報告を絡めた反省会があり・・・と、ここまでは、通例の反省会と変わらなかつたのですが、今回特筆すべきは、亀田委員長の進行のうまさで、参加者全員がマイクの前に立ち、一言ずつ反省を述べたことではないでしょうか。その人の個性とか、考え方とかお互いに少しは理解が深まった気がします。そして、今まで以上に結束力を高め、来る50周年に向けて、思いをひとつにして頑張っていきたいと思います。

最後になりましたが、鈴木会長、一年間本当にご苦労様でした。

総務親睦委員会
波々伯部 真

千葉県初の中小企業表彰

地道な努力を評価

（株）房洋堂 木村兼一郎氏が受賞

千葉県商工労働部経済政策課は3月13日、今回が初となる「平成18年度千葉のちから中小企業表彰（従業員表彰）」の表彰式を行った。表彰式には、堂本暁子千葉県知事や飯田耕一千葉県商工労働部長に加え、受賞者の会社関係者らが出席し、各分野で長年活躍してきた13人の受賞者の栄誉を讃えた。



中小企業表彰は、地域経済活性化への貢献や地域活動の取り組みなど、地域貢献を続けてきた中小企業や、その中で長年にわたり地道な努力を続けてきた従業員など地域に欠かせない存在となっている人々を表彰するものであり、県内経済活性化の源泉といえる中小企業の持続的な発展を図ることを目的に、今年度創設された。

従業員表彰は、県内の中小企業の事業所に30年以上勤務し、成績優秀で他の模範となる従業員を対象としている。

今回の受賞は13名で、当所関係からは（株）房洋堂の製造部長 木村兼一郎氏が受賞の栄に浴された。木村氏は製造部長として経営管理や生産性の向上に努める傍ら、若手技術者の育成にも力を尽くしている。特に製菓技術は優秀であり、和洋菓子全般に優れた技術を有していることから、最近では（株）房洋堂が千葉県菓子工業組合統一銘菓として千葉県観光みやげ開発奨励賞を受

賞した「総（ふさ）そだち」の開発にも携わった。

堂本県知事は、受賞者ひとりひとりに表彰状を手渡したあと「この表彰が設けられたのは今回が初めて。第1回目の受賞者となる皆さんは、この賞に県内一相応しい方々なのではないか。製造や販売、企業マネジメントなど、様々な分野で高い専門性と優れた技術を持ち優れた功績を修めるとともに、顧客の満足や会社、後輩のことを常に考えて働いていることに敬意を表す。皆さんの知識、技能、そして何よりも経験が、中小企業、さらには県を元気にする」と述べた。

ふるさとの味覚を自由に
詰め合わせて

南房総GIFT

館山商工会館 物産展示場

会議所窓口相談



商工相談日
金融相談日

毎週
水曜日
(午前中)

毎月第3金曜日
・中小企業金融公庫(13時~15時)
・国民生活金融公庫(10時~12時)

法律・税務・商工相談

■法律 千葉県産業振興センター
■税務 齊藤 晃 夫先生
宮崎 健 一先生
仲村 榮先生



ご相談のときは事前にご連絡下さい。

好景気の真相

「いざなぎ景気」を
超えたって本当？

世間では、景気が好調だという。昨年11月で、戦後最長を記録した「いざなぎ景気」(65〜70年にかけて57カ月続いた好景気)を超えた。しかし、一体この好景気を実感している人はどの位いるのだろうか？例えば個人消費にしても、昨年の4〜11月までの8ヶ月の間で、前年の売上高を越えたのはデパートでは1ヵ月、スーパーにおいても4ヵ月と好調というには程遠い感を感じない。

しかし、ここで注意しなくてはならないのは、「いざなぎ景気」といわれているのはあくまで期間の話であり、経済規模のことではないということだ。65年11月からスタートした「いざなぎ景気」の実質経済成長率は、年率平均にして何と11・5%、まだ記憶に新しいバブル期の経済成長率では5・1%、これに対して今回の好景気では2・4%だ。加えて「いざなぎ景気」時は、インフレということもあり名目経済成長率は18%近

くにも上り、賃金も大幅に上昇し、カラーテレビ、自動車などが急速に普及した。反対に今回の好景気はデフレの状況が続き、名目経済成長率は0・5%程度にまで下がってしまった。企業の売上高、労働者の賃金ともにほとんど伸びておらず、景気の良さが実感できないのも当然といえる。

では、好景気を実感できない中で、なぜ景気回復となっているのか？その大きな要因として、労働者の実質賃金が伸びていないことが考えられる。企業経営にとって、90年代から続くデフレ環境下においては、最大の重荷となったのが人件費であり、各企業ともリストラを推し進めた。賃金の上昇を抑え、正社員の雇用を増加させない反面、パートやアルバイトを増やす経営を継続してきた。その結果、実質賃金は低下し労働生産性の向上を実現させ、その結果として企業業績のアップを可能にしたともいえる。このことは、サラリーマンの平均年収が05年まで8年連続で減少を続けていることから伺える。

増税の年

そして、追い討ちをかける様に今年の家計にとって増税の年となる。その最大の要因といえるのが、定率減税の廃止である。既に1月より所得税、6月からは住民税で廃止される。一方、国から地方への税源が移譲されることにより、所得税は1月より先行して減税となるが、地方税である住民税は6月より逆に増税となる。定率減税の廃止、国から地方への税源移譲により、家計への負担は前年より約5200億円の負担増となる。さらに社会保険制度でも負担増となる。厚生・国民両年金の保険料率が引き上げられ(雇用環境の改善で、雇用保険料負担額は軽減される)、この結果、年収700万円の標準世帯(夫婦+子供2人)では年3・8万円の負担増との試算がなされている。さらに今後予想される消費税率の引き上げ等、不安要因が多く家計における消費の冷え込みを招くことが非常に懸念されるどころだ。

今日の経済を取り巻く環境は、人口の減少、高齢化社会の到来などで消費が大きく拡大する要素は少ない。「いざなぎ景気」の時代と違い、爆発的なヒットを見込めるよう

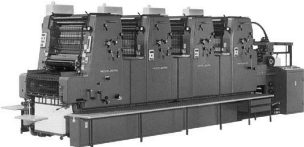
な家電製品の登場もない。どうしても欲しいような商品は見当たらない成熟した社会といえる。それ故、企業は安易に賃金を上げられないともいえる。しかし、有効求人倍率は、昨年末より1倍を超え、人手不足も目だってきている。そして、新卒社員の確保が課題となってきたり、パートを正社員とする動きを見せる企業も現れてきている。今後、予想される好景気とは、緩やかではあるが賃金と雇用の改善が進み、かつてのような好景気を実感することはできないものの、低成長が続く経済となるかもしれない。力強さを感じることもない成熟した経済、ゆつくりとながらも成長を継続する消費社会と表現することもできるかもしれない。

2007年の年収別負担増額 (夫婦+子供2人のケース)

単位：万円

年収	所得税	住民税	社会保険料	合計
300	0.0	0.0	0.1	0.1
500	▲4.2	5.7	0.2	1.7
700	▲7.3	10.9	0.2	3.8
900	▲5.1	11.6	0.2	6.7
1,100	▲1.7	11.6	0.1	10.0
1,300	▲3.3	9.2	▲0.2	12.3

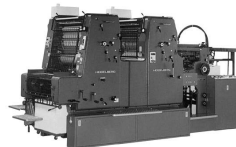
充実した設備と細かいサービス～大型印刷機ラインナップ



ハイデルベルグ4色機 (MOV)



ハイデルベルグ2色両面機 (102ZP)



ハイデルベルグ2色両面機 (MOZP)

○チラシ・パンフレット印刷

○オンデマンド印刷
データ入稿～印刷～製本

○NEWショッピング(集合広告)
毎月第3日曜日発行(新聞折込)
●ぜひご覧ください!

株式会社 集賛舎

館山本社
館山市山本226 〒294-0014
電話0470-22-2277 FAX0470-23-2278

千葉支社
千葉市中央区生実町2498-8 〒260-0813
電話043-300-8661 FAX043-300-8665

鴨川営業所
鴨川市横渚1067-3 第1電屋ビル3階 〒296-0001
電話04-7093-2377 FAX04-7099-1024

東京支社
東京都中央区京橋3-4-2 フォーチュンビル5階
〒104-0031
電話03-3516-3440 FAX03-3516-3449

千葉県の中企業向け融資制度が平成19年4月1日から変わりました

県では、中企業者の方などが、利用しやすい融資制度にするため、平成19年4月1日から制度融資を大幅に変更しました。

- 資金を9種類に整理し、資金の名称を分かりやすくしました。
- 融資対象者の拡大、融資限度額の引き上げ、融資期間別金利設定の導入など、融資要件の大幅な見直しを行いました。
- 女性や満45歳以上の方が創業資金を利用した場合や、経営革新の承認を受けた方が挑戦資金を利用した場合に利子補給を行うことにしました。

(※) 詳しくは県庁経営支援課ホームページをご覧ください。

(http://www.pref.chiba.lg.jp/syozoku/f_keishi/seido-index.html)

【お問合せ先】 県庁経営支援課 TEL 043-223-2707



〔新資金体系〕

区分	資金名	主な融資対象	融資利率 (年：固定)	融資期間	融資限度額
一般系	①事業資金	同一事業を一年以上引続き営む県内の中小企業者等で、事業活動上の資金を必要とする方	2.3～2.9	設備：10年以内 運転：7年以内	1億円 (所定資金の90%以内) 8,000万円
	②サポート短期資金	同一事業を一年以上引続き営む県内の中小企業者等で、一時的な資金を必要とする方	1.6	運転：6ヶ月以内 (一括償還) 1年以内 (割賦償還)	1,200万円 (組合のみ1,800万円)
	③小規模事業資金	小規模事業者で、事業活動上の資金を必要とする方	2.2～2.8	設備：10年以内 運転：7年以内	5,000万円
チャレンジ系	④創業資金	新たに事業を開始しようとする方から創業後5年未満の方	2.0～2.4	設備：7年以内 運転：5年以内	2,500万円 ※独立開業の場合 5,000万円 (所要資金の80%以内) 1,500万円
	⑤挑戦資金	新たに以下のいずれかに取組まれる方 ・経営革新計画の承認 ・情報化推進 ・事業転換・事業多角化 ・知的財産の活用 等	2.0～2.6	設備：10年以内 運転：7年以内	1億円 (設備資金は所要資金の90%以内、運転資金は5,000万円まで)
救済系	⑥セーフティネット資金	以下のいずれかの要件に該当する方 ・セーフティネット保証の該当 ・売上高の減少 ・取引先倒産の影響 ・災害により被害 等	2.0～2.6	設備：10年以内 運転：7年以内	[市町村認定] 8,000万円 [市町村認定以外] 3,000万円
	⑦再生資金	再生支援協議会の支援を受け再生を図る方	2.4～2.8	運転：7年以内	6,000万円
その他政策系	⑧観光施設資金	県が承認する観光施設整備計画に基づく観光施設の整備を行う方	2.2～2.8	設備：12年以内	1億円 (所要資金の90%以内)
	⑨地域商業資金	小売業を営み、かつ、大型店進出への対応を図ろうとする方	2.2～2.8	設備：10年以内 運転：7年以内	5,000万円 (設備資金は所要資金の90%以内、運転資金は2,500万円まで)

(注) サポート短期資金を除き、融資利率は融資期間に応じた段階的な固定利率が適用されます。